

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

目次

- ◆ 告示 保険医の登録
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業の認可
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ◆ 選管告示 政党等の収支報告書の要旨
- ◆ 教委告示 教育委員会の招集
- ◆ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

告示

鳥取県告示第千百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師に登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹内 勤	鳥医第二、〇三一号	昭和五十年十二月二日
平井 泰明	" 第二、〇三二号	"
竹田 力三	" 第二、〇三三号	"
長石 泰一郎	" 第二、〇三四号	"
奥 英敏	" 第二、〇三五号	"
竹重 元寛	" 第二、三六〇号	"
浜副 隆一	" 第二、〇三七号	"

鳥取県告示第千百三十七号

菅野土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十八号

大山町から申請のあつた町営土地改良(豊房地区老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 名称

田通寺地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取市大字田通寺字下村屋敷八六三の一部、八六四、八六六の一部、八六九の一部、八七四、八七五、八七六の一部及び八七七の一部並びに字下村屋敷上八七五―六の一部、八七八―一の一部、八七八―二の一部、八七九、八八〇、八八一、八八四、八八六、八八七、八八九、

八九三の一部、八九四の一部、八九五の一部、八九六の一部、八九七、八九八、八九九、九〇〇―一、九〇〇―二、九〇三、九〇四、九〇五の一部、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九、九一一、九一三の一部及び九一八の一部並びにこれらと一体をなす国有地

小羽尾地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

岩美郡岩美町大字小羽尾字宮谷向屋敷三六四、三六四―二、三六四―三、三六五、三六六、三六七、三六七―二、三六八、七七六―一の一部、七七七及び七七八―一

(三) 名称

網代地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

岩美郡岩美町大字網代字大網代北側三八二の一部、三八三の一部、四〇一の一部、無番地及び四〇二の一部、字大網代一七八―一、一七八次第一、一七九―一、一七九―二、一八〇―一、一八〇―二、一八四、一八五、一八八―一、一八八―二、一八九、一八九次第一、一九一及び四〇三の一部、字先網代四〇四の一部、四〇五―一の一部及び四〇六の一部並びに字小網代二三〇―八、二三二、二三三、二三六、二三八、二四〇、二四一、二四三、二四六、二四七、二四九第一、二五〇、二五〇―二、二五一及び二五三並びにこれらと一体をなす国有地

(四) 名称

岩戸地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

岩美郡福部村大字岩戸字田の尻二二一三、二二一四、二二三、一二四、一二四一、一二四一三、一二四一八、一二四一五、一二五、五三六、五三八及び五三九、字ヘソ垣三九三、三九四及び三九七の一部、字川の上四九九の一部及び五〇〇、字家の上四四五、四四六、四四六二、四四七、四四八、四四九及び四五〇並びに字屋敷二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七一、二七三、二七四、二七六、二七七及び二八一次第一並びにこれらと一体をなす
 国有地

五(一) 名称

佐崎地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

東伯郡赤碓町大字佐崎字さざえ谷東平二四八、字堤ノ東二四九の一部、字下ノ山下二五五の一部、字下ノ山上二五八、二五九、二六〇、二六一一及び二六一二並びに字岩落一〇六一及び一〇六一二並びにこれらと一体をなす国有地

六(一) 名称

日ノ詰地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字俣野字樋ノ詰岸一七九〇及び一七九二並びに字樋ノ詰屋敷廻り一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四一、一八〇四二、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九一、一八〇九二、一八一〇一、一八一〇二、一八一〇三、一八一〇四、一八一〇五、一八一〇六、一八一〇七、一八一〇八、一八一〇九、一八一一〇、一八一一一、一八一一二、一八一一三、一八一

四、一八一五一一、一八一五一二、一八一五一三、一八一五一四、一八一五一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇一、一八三〇二、一八三〇三、一八三一、一八三二、一八三三、一八三三二、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六一、一八四六二、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四一、一八五四二、一八五五、一八五六一、一八五六二、一八五六一、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六五二、一八六五三、一八六五五、一八六六一、一八六六二、一八六六三、一八六六四、一八六六五、一八六六六、一八六六七、一八六七八、一八六八九、一八六九一、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七三二、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七一、一八七七二、一八七七三、一八七七四、一八七七五、一八七七六、一八七七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五及び一八八六並びにこれらと一体をなす国有地

七(一) 名称

三部地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

日野郡溝口町大字三部字山下六八二一、六八二二、六八二三、六八三、六八四、六九四、六九四一、六九四二、六九四三、六九四四、六九六、六九七、六九八、六九八一、七〇六一、七〇

六一二、七〇六一三、七〇七一一、七〇七一二、七〇七一三、七〇九
 一、七〇九一二、七〇一〇一、七〇一〇二、七〇一〇三、七〇一〇一、
 七二一一二、七二一一三、七二二、七二二一及び七二四並びに字向
 山ノ一九二〇一、九二〇一二、九二二一、九二二二、九二二一
 一の一部、九二二二及び九二二四並びにこれらと一体をなす国有
 地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定によ
 る政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理し
 たので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1	種類	政治資金規正法第17条の規定による報告書		
2	期間	昭和50年7月1日から昭和50年11月25日まで		
3	報告書の要旨	政党、協会その他の団体名	収入の総額	支出の総額
		鳥取県徳安後援会	1,000円	3,740円

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者	政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は職業	住所又は事務上の所在地
	鳥取県徳安後援会	1,000円	1件	浦島一男	気高郡情谷町
(2) 支出	政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的	
	鳥取県徳安後援会	3,240	2	食糧費	
		500	1	交通費	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十年十二月十八日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十年年度末公立学校教職員人事異動方針について
 (2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十六日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年十二月二十五日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六一一番地 若松芳彦